

社会福祉法人清和福祉会 退職慰労金規程

(目的)

第1条 この退職慰労金規程（以下「規程」という。）は、社会福祉法人清和福祉会（以下「法人」という。）の理事長、業務執行理事、理事、監事、評議員（以下「役員等」という。）が退任又は死亡をした時に、当該役員等又は遺族に対して支給する退職慰労金（以下「慰労金」という。）に関する事項を定めるものである。

(退職慰労金の発議)

第2条 役員等が退任又は死亡した時に、理事会が発議し、評議員会が決議をする。

(支給額の基準)

第3条 1 役員等に支給する慰労金の額は、役員等の任期数及び役職区分を基準とする。
2 役員等の任期数は、それぞれの任期1期を基本とする。ただし、任期途中の退任又は死亡及び就任は月割りとし1ヶ月未満は切り捨てる。
3 役員等の役職区分は、理事長職、業務執行理事職、その他の職区分の3区分とする。（別表1）

(支給額の算定)

第4条 1 役員等に支給する慰労金は、在任期数と役職区分により算定する。（別表1）
2 任期継続中の役員等は初任時に遡り算定する。
3 複数の役職区分に当たる場合は、それぞれの役職区分での支給額の総計が合計支給額とする。

(支給の決定)

第5条 役員等に支給する慰労金の額は、第4条により算定され、理事会、評議員会の決議に基づいて決定する。

(不支給、減額)

第6条 任期中、法人に対して背信行為又は重大な損害を与えた役員等には、不支給又は減額することができる。

(功労加算)

第7条 1 役員等に在任中に特別の功労が認められる者には、功労金を支給することができる。（別表1）
2 役員等以外で、特別の功労が認められる者には、特別功労金を支給することができる。（別表1）

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会及び評議員会のそれぞれの過半数の議決をもって行う。

附 則 1 この規程は、平成30年 6月 22日に制定し、平成29年4月1日に遡及して施行する。
又、平成29年4月1日以前から役員の任に有る者は、その役に任ぜられた日に遡ることとする。

令和 4年 6月 23日一部改正

支給額の基準（第3条）

役員等の役職区分

役職区分	平成29年4月1日以降	平成29年4月1日より前
	一期につき	一期につき
その他の職	理事 2万円	2万円
	監事 2万円	2万円
	評議員 2万円	—
業務執行理事	20万円	—
理事長	50万円	—

※任期継続中の役員等は、初任時に遡り支給する。
既に死亡又は退任の者には支給しない。

功労加算（第7条）

区分	名称	内 容	限度額
役員等	功労金	① 寄付等の財政的貢献大の者 ② 法人経営等への功績貢献大の者	500万円
役員等以外	特別功労金	③ 人的物的災害等、復興支援等の貢献大の者	300万円